

1. 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月日等
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	昭和48年5月16日告示
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	昭和48年5月8日告示
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	昭和48年5月8日告示
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	昭和53年7月11日告示
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること	昭和48年5月8日告示

備考

浮遊粒子物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きくうわまわることとならないよう努めるものとする。

光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

2. 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月日等
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	平成9年2月4日告示
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること	平成30年11月19日告示
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	平成9年2月4日告示
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	平成13年4月20日告示

備考

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3. 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月日等
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	平成21年9月9日告示

備考

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分流装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

（補足）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。